

原議保存期間	30年(令和33年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丁企画発第284号
令和2年6月18日
警察庁長官官房企画課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と警察力維持のための都道府県関係部局等との協力関係の構築について（通達）

今般、当庁から厚生労働省に対し、警察官が事案等に対応した個人のうち、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いのある者のPCR検査結果等に係る情報の提供について、協力関係構築のための協力を依頼したところ、同省から都道府県衛生主管部局長等に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と警察力維持のための協力関係の構築について」（令和2年6月16日付け健感発0616第1号。別添）が発出されたところである。

各位にあつては、各都道府県における実情に応じ、下記の点に留意の上、必要な情報の適時適切な照会が可能となるよう、各都道府県衛生主管部局等に申入れをし、具体的な協力関係の構築に向け、連絡調整を図るよう努められたい。

記

- 1 各都道府県衛生主管部局等と連絡調整を図る際には、適切な窓口担当者を選定するほか、照会様式を定めるなど、組織的・効率的な対応がなされるよう特に配慮すること。
- 2 別添の通知文において、警察官が事案等に対応した個人のPCR検査結果等の情報については、各都道府県の個人情報保護条例等に従い、その職務に必要な範囲で当該情報の提供ができる旨示されたところ、この旨を職員に周知徹底し、各都道府県衛生主管部局等との協力関係の維持にも留意しつつ、連絡調整を図ること。
- 3 個人のPCR検査結果等に係る情報の照会に当たっては、公益上の必要性及び緊急性について十分に検討した上、所属長の判断により実施し、必要な記録を適切に保管すること。また、提供された個人情報については、各都道府県の個人情報保護条例等の規定に基づき、適切に管理すること。

健感発 0616 第 1 号
令和 2 年 6 月 16 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と警察力維持のための
協力関係の構築について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、関係機関と連携し対応されているかと思えます。

今般、標記の件について、別紙のとおり警察庁長官官房企画課長より協力依頼がありましたので通知します。貴職におかれましては、貴管下関係者等へ周知等いただくとともに、地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と警察力維持のため、必要な協力体制の構築にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、警察官が事案等で対応した個人について、警察官から職務上、当該個人の PCR 検査結果等の情報に係る照会があった場合であって、当該情報を利用することについて相当な理由のあるときには、捜査関係事項照会書の交付がない場合であっても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 3 号に該当し、本人の同意がなくとも、その職務に必要な範囲で当該情報を提供することができるものと考えられますので、貴職におかれましては、同様の理解の下、各都道府県等の個人情報保護条例等に従い、適切な対応をお願いいたします。

(別紙)

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と警察力維持のための協力関係の構築について（依頼）」（令和 2 年 6 月 15 日付け警察庁丁企画発第 228 号）

警察庁丁企画発第228号
令和2年6月15日

厚生労働省健康局結核感染症課長 殿

警察庁長官官房企画課長



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と警察力維持のための協力関係の構築について（依頼）

警察は、新型コロナウイルス感染症対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、「空港、港湾、医療機関等におけるトラブル防止のための警戒警備」や「混乱に乗じた各種犯罪抑止と取締りの徹底」に取り組んでいるほか、各都道府県の知事部局等からの依頼に応じ、必要な協力を行っているところです。

警察業務は、その性質上、不特定又は多数の者と接する機会も多く、また、犯罪の取締りをはじめとして、人との接触を避けたり、対人距離を確保することが困難な場面も数多く想定されるところ、各都道府県警察においては、自身が新型コロナウイルスに罹患している旨申し立てる者との接触など、自身の言動や周囲の情報等から感染が疑われるもののその真偽が定かではない者と警察官が接触する場面が生じ得ます。

警察においては、警察官自身が感染した場合はもとより、濃厚接触者等となった場合には迅速な自宅待機措置等により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるとともに、警察法（昭和29年法律第162号）第2条に規定する警察の責務を果たすための警察力維持を図る必要があります。このため、各都道府県衛生主管部局又は各保健所等に対し、こうした感染の疑いのある者のPCR検査結果等に係る情報を職務上必要な範囲で照会することとなります。貴職におかれましては、警察業務の高度な公益性と新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急性を踏まえ、こうした情報の提供について、各都道府県衛生主管部局又は各保健所等と警察との協力関係構築に向けてご協力をお願いします。